

生駒市条例第 18 号

生駒市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 31 日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 61 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 11」を「第 10 条の 2 の 10」に改める。

附則第 12 条の 2 第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同条第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 6 号中「附則第 18 条第 7 項」を「附則第 18 条第 6 項」に、「附則第 19 条の 4 第 5 項」を「附則第 19 条の 4 第 3 項」に改める。

附則第 13 条の 2 の見出しを「（平成 25 年度又は平成 26 年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第 1 項中「平成 22 年度分」を「平成 25 年度分」に、「平成 23 年度分」を「平成 26 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 22 年度適用土地」を「平成 25 年度適用土地」に、「平成 22 年度類似適用土地」を「平成 25 年度類似適用土地」に、「平成 23 年度分」を「平成 26 年度分」に改める。

附則第 13 条の 3 の前の見出し及び同条第 1 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 2 項中「住

宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成２１年度から平成２３年度まで」を「平成２４年度から平成２６年度まで」に改め、「、住宅用地にあっては１０分の８、商業地等にあっては」を削り、同条第３項中「平成２１年度から平成２３年度まで」を「平成２４年度から平成２６年度まで」に改め、同条第４項を削り、同条第５項中「平成２１年度から平成２３年度まで」を「平成２４年度から平成２６年度まで」に改め、同項を同条第４項とし、同条第６項中「平成２１年度から平成２３年度まで」を「平成２４年度から平成２６年度まで」に改め、同項を同条第５項とする。

附則第１３条の４中「地方税法等の一部を改正する法律（平成２１年法律第９号）附則第９条第１項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成２４年法律第１７号）附則第１０条第１項」に、「平成２１年度から平成２３年度まで」を「平成２４年度から平成２６年度まで」に改める。

附則第１４条（見出しを含む。）中「平成２１年度から平成２３年度まで」を「平成２４年度から平成２６年度まで」に改める。

附則第１６条第１項中「平成２１年度から平成２３年度まで」を「平成２４年度から平成２６年度まで」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「第１項」を「前項」に、「平成２１年度から平成２３年度まで」を「平成２４年度から平成２６年度まで」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を削る。

附則第１６条の４第１項中「から第６項まで」を「から第５項まで」に、「平成２１年度から平成２３年度まで」を「平成２４年度から平成２６年度まで」に改め、同条第２項中「平成２４年３月３１日」を「平成２７年３月３１日」に改める。

附則第２５条の５の次に次の１条を加える。

第２５条の５の２ 法附則第４１条第１５項各号に掲げる固定資産について同項

の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第４１条第１５項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第４１条第１５項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第４１条第１５項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第４１条第１５項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第２条第１項の博物館（次号及び第５号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第１号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第２５条の６の次に次の１条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第２５条の６の２ その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに

伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３年法律第２９号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第１１条の６第１項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第１１条の４第６項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第２０条第１項中「第３６条」とあるのは「第３６条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３年法律第２９号）第１１条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第３１条第１項」とあるのは「租税特別措置法第３１条第１項」と、附則第２１条第３項中「第３７条の９の５まで」とあるのは「第３７条の９の５まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第１１条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第２１条の２第１項中「租税特別措置法第３１条の３第１項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第１１条の６第１項の規定により適用される租税特別措置法第３１条の３第１項」と、附則第２２条第１項中「第３６条」とあるのは「第３６条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第１１条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第３２条第１項」とあるのは「租税特別措置法第３２条第１項」として、附則第２０条、附則第２１条、附則第２１条の２又は附則第２２条の規定を適用する。

- ２ 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第２８条第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第２９条第１項の確定

申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第 25 条の 7 の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）」を「につき震災特例法」に、「附則第 45 条第 2 項」を「附則第 45 条第 3 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 9 条の 3 及び第 9 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 9 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）附則第 25 条の 7 の規定は、平成 24 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 23 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 24 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 23 年度分

までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 改正前の生駒市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第13条の3第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに第16条第2項及び第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第13条の3第2項	前項	附則第13条の3第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第13条の3第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第13条の3第1項
旧条例附則第16条第2項	前項	附則第16条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第16条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第16条第1項

- 3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と

する。

附則第 16 条の 3	又は第 16 条	若しくは第 16 条又は生駒市税条例の一部を改正する条例（平成 24 年 3 月生駒市条例第 18 号。以下「平成 24 年改正条例」という。）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正条例による改正前の生駒市税条例（以下「平成 24 年改正前の条例」という。）附則第 13 条の 3 第 2 項若しくは第 4 項若しくは第 16 条第 2 項若しくは第 4 項
	附則第 16 条	附則第 16 条又は平成 24 年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 16 条第 2 項若しくは第 4 項
附則第 16 条の 4 第 1 項	から第 5 項まで	から第 5 項まで又は平成 24 年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 13 条の 3 第 2 項若しくは第 4 項